

承認工事要綱の施行について

令和4年4月1日より、承認工事要綱が施行されます。

承認工事における令和3年度からの大きな変更点は以下のとおりです。

●承認工事施工業者は以下の条件をすべて満たす業者とします。

- ①本市から入札参加停止または入札参加保留の措置をうけていないこと
- ②一般建設業許可または特定建設業許可(土木一式工事)を有すること
- ③公道内における下水道工事に係る官公庁発注工事のうち、申請年度の4月1日より過去10年間に施工・完了した実績を有すること(下請としての実績は除く)

※過去5年以内に豊田市にて承認工事を行った施工業者はこの限りではない

●排水設備確認申請の許可は、管理移管及び寄付採納手続き完了後となります。余裕をもった申請・施工をお願いします。

申請前に要綱を必ず確認してください。

要綱はHPから確認できます

～下水道施設課 管路担当～